

熱中症対策に関する申入書

毎年のように非常に厳しい暑さが長期間にわたって続き、全国で多くの人が熱中症で救急搬送されています。気象庁は、夏季における気温が昨年より高くなると予報しています。

厚生労働省は「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」（令和6年）を公表し、職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上業務上疾病者（以下「死傷者数」という）の数を明らかにしました。死傷者数は令和6年（2024年）に1195人、うち死亡者数は30人となり、令和5年と比較して死傷者数で89人増加しています。

2020年以降の業種別の熱中症の死傷者数をみると屋外作業に従事している建設業、屋内での作業であるものの、室内の温度調整が行き届いていない中での作業に従事している製造業で多く発生しています。これから猛暑の時期を迎えるにあたり、とりわけ集配作業に従事する社員、渉外業務に従事する社員にとってたいへん厳しい労働環境下の業務となります。

厚生労働省は、2025年6月1日施行で「労働安全衛生規則」を一部改正します。熱中症が生じるおそれのある暑熱化で作業する場合に、事業者には早期発見や重篤化を防止する措置と周知を義務化し、対応を怠れば罰則が適用されます。

日本郵便においては、職場内にウォーターサーバーの設置、塩飴等の配備、冷房使用期間の弾力化など対策を講じていますが、体温を超える程の気温上昇や、都市部でのヒートアイランド現象下での外務作業は身体に大きな負担となっています。

郵便局の職場においても、外務作業中、内務作業中に熱中症にかかり、救急搬送される事案が発生しています。炎天下や高温多湿の中での外務作業や冷房設備が不十分な場所での内務作業は、熱中症のリスクは高まり、命にかかわる危険性もあります。

このような労働環境で働く社員の命と健康を守るために、年々気温が上昇する夏季の熱中症対策に会社として万全を期するよう下記の申し入れを行いますので、早急に対応することを求めます。

記

- 1 暑さ対策の予算を大幅に増額すること
- 2 各局の空調設備を総点検し、不具合が生じないよう万全を期すこと
- 3 長時間過密労働とならない対策を行うこと
- 4 職場における熱中症対策について、具体的方針と取り組みを明らかにし、社員周知を徹底すること
- 5 空調作業服を配備すること
- 6 夏用ユニホーム（シャツ・ズボン）を複数枚、貸与すること
- 7 熱中症対策としてスポーツドリンク等を配備すること

以上